

さいたま市大宮区選挙管理委員会告示第4号

令和7年5月25日に執行されるさいたま市長選挙において、公職選挙法第48条の2第6項（昭和25年法律第100号）の規定により読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書の規定により、臨時期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰下げ及び繰上げる。

令和7年5月11日

さいたま市大宮区選挙管理委員
委員長 宮澤 則之

1 JACK大宮内

繰り下げる時間	投票所を開く時刻
3時間30分	正午

2 イオンモール与野内

繰り下げる時間	投票所を開く時刻
2時間30分	午前11時
繰り上げる時間	投票所を閉じる時刻
1時間	午後7時

大宮区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和 7 年 5 月 2 6 日まで）」